

談合情報対応マニュアル

(一同入札)

## ○ 談合情報対応マニュアル

平成17年 4月1日施行  
最終平成19年5月17日施行

談合情報があった場合は、原則として次のとおり取り扱うものとする。

### 第1 一般原則

#### 1 情報の確認、調書の作成

工事・物品の入札について談合に関する情報があった場合には、できる限り当該情報の提供者の住所、氏名等を確認のうえ、公正入札調査委員会事務局（以下「事務局」という。）へ連絡すること。

#### 2 報告

事務局において談合情報票（様式1）を作成し、速やかに公正入札調査委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告を行うこと。

#### 3 公正入札調査委員会の審議

委員長は、2により事務局から報告を受けた場合、公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を招集し、当該情報の信憑性及び第2以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議する。

#### 4 公正取引委員会への通報等

委員会の審議を経て、第2以下の手続きによることとした情報（以下「談合情報」という。）については、通報が必要とされる場合は公正取引委員会へ通報する。

談合情報の内容により委員会が必要と認めるときは、公正取引委員会と対応の検討についても事前に協議するなど連携を図るものとする。

### 第2 具体的な対応

#### 1 入札執行前に談合情報を把握した場合

##### (1) 事情聴取 注1

談合情報の具体性を勘案して、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取は、入札までの時間を考慮して、入札日前の日又は入札開始時刻までに行うこと。

事情聴取を行う時間的余裕がない場合は、談合情報の信憑性等 注2を考慮して、入札を執行するか、入札期日を延期するかいずれかにより対応すること。

事情聴取の結果については、事情聴取書（様式2）を作成する。

##### (2) 談合の事実があったと認められる場合

藤井寺市入札心得書を適用し、入札を中止し、又は入札期日を延期する。

##### (3) 談合の事実があったと認められない場合

ア 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書 注3を提出させるとともに、入札執行時に於いて入札執行官は、入札執行後談合の事実が明らかとなった場合、入札を無効とする宣言をして入札を執行する。

イ 入札後、工事費内訳書等により明らかに談合の事実があったと認められた場合は、契約を保留するか若しくは解除する。

(4) (1)で談合情報の具体性が低いと判断して事情聴取を行った場合で、入札後に入札結果が談合情報と合致している場合は、事情聴取を行う。

(5) 公正取引委員会への報告

(1)～(4)について、その経過を公正取引委員会へ報告する。

ただし、必要と認める場合のみ報告する。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

(1) 契約締結以前の場合

ア 事情聴取

談合情報を勘案して入札を行なった者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成する。

イ 談合の事実があったと認められる場合

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実が認められる場合には、藤井寺市入札心得書を適用し入札を無効とする。

ウ 談合の事実があったと認められない場合

事情聴取等の結果、談合の事実が認められない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させたいうえ、落札者と契約を締結する。

(2) 契約締結後の場合

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成する。なお、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合には、着工工事等の進捗状況を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

(3) 公正取引委員会への報告

(1)～(2)について、その経過を公正取引委員会へ報告する。ただし、必要と認める場合のみ報告する。

第3 談合情報の内容により、委員会においては上記第2の具体的な対応を基本方針とし、適宜必要と認められる措置をとることができる。

注1 事情聴取は、複数の職員により1社ずつ面接室に呼び出して聞き取り調査を行う。事情徴収項目 様式2

注2 談合情報の信憑性等

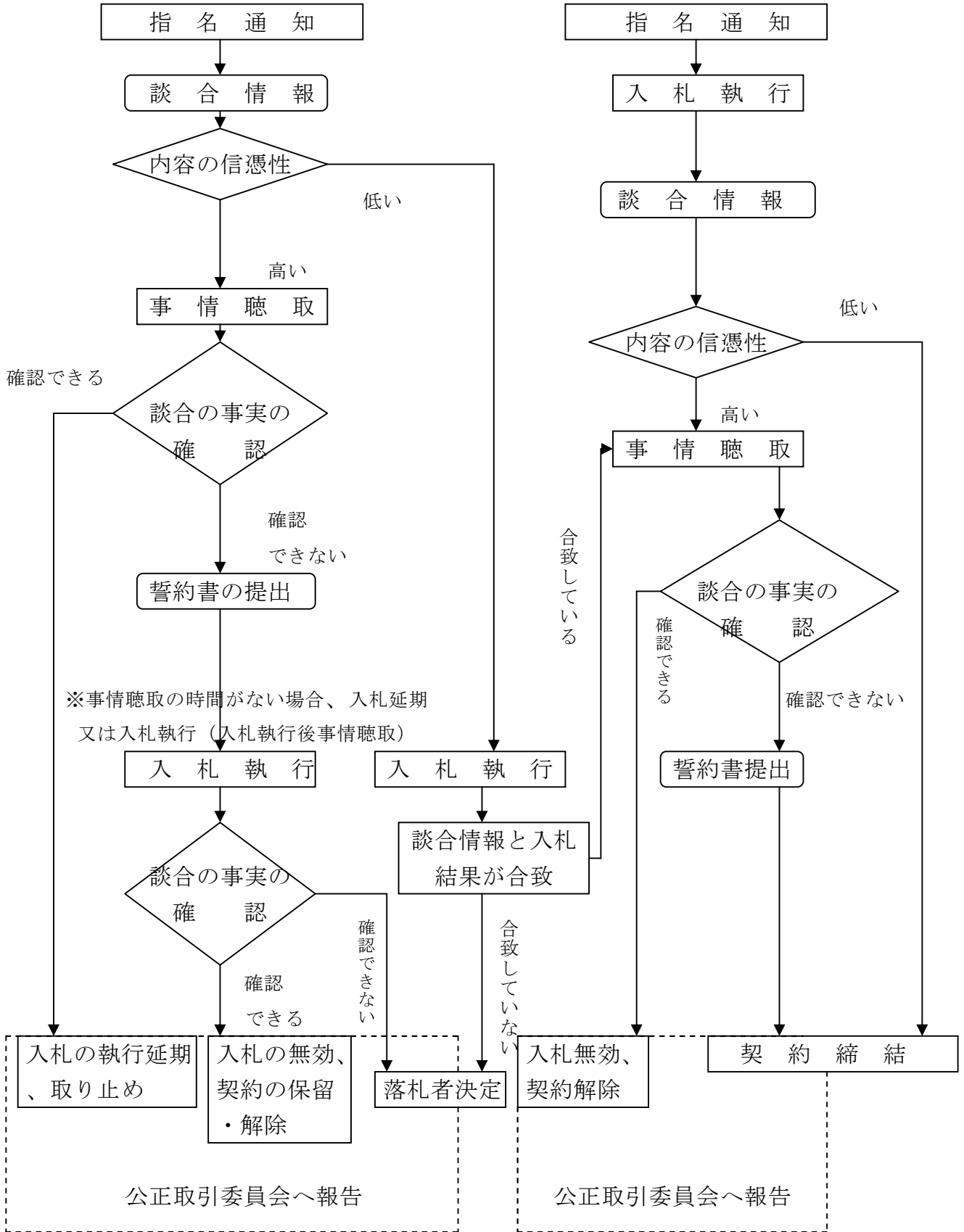
情報提供者の住所、氏名等が明らかであることや住所、氏名等が明らかでない場合であっても、情報の内容（工事名、入札日時、落札者、落札金額等）が具体的であること。

注3 誓約書を公正取引委員会へ送付する場合もある旨を事情聴取の対象者に通知した上で、自主的に提出させる。誓約書 様式3

談合情報対応フロー（一同入札用）

入札執行前に談合通報  
があった場合

入札執行後に談合通報  
があった場合



様式 1

# 談 合 情 報 票

平成 年 月 日

通報を受けた日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
件 名	月 日入札執行の 「 」 の入札について
入 札(予定) 日	平成 年 月 日 ( ) 時 分
情 報 提 供 者	
受 信 者	
通 報 手 段	
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
備 考	(対応内容)

## 事 情 聴 取 書

件 名	
業 者 名 事情聴取を受けた者	
事 情 聴 取 者	
日 時	1回目 平成 年 月 日 時 分～ 時 分 2回目 平成 年 月 日 時 分～ 時 分
場 所	
<p>聴 取 内 容</p> <p>(1) 入札に先立ち落札者が決定している（た）との情報があるが、そのような事実はあるか。</p> <p>(2) 落札価格を知っている（た）か。</p> <p>(3) 本体入札について、他社の人と何らかの打合せ、または話し合いをしたことがあるか。</p> <p>(4) 業者間で上記のことがおこなわれている（た）との噂を聞いたことがあるか。</p> <p>(5) その他</p> <p>(業者回答)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p>	

# 誓 約 書

平成 年 月 日

藤井寺市長 國下 和男 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

下記工事について、貴市の事情聴取に対し、当方より申し上げた事はすべて事実であります。なお、調査のため後日呼び出しを受けた場合には、これに全面的に協力するとともに契約を保留、解除等、指示に従い異論を申し述べません。

以上誓約いたします。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

工 事 名

---

以上